

1 新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱について

新保環 第 2 6 4 5 号 平成 15 年 3 月 24 日 (新潟市保健所長通知)
新水給 第 4 7 2 号 平成 15 年 3 月 24 日 (新潟市水道ガス事業管理者通知)

新保環第 2 6 4 5 号
新水給第 4 7 2 号
平成 15 年 3 月 24 日

関係団体の長様

新潟市保健所長
(担当環境衛生課)
新潟市水道ガス事業管理者
(担当給水装置課)

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱について (通知)

日ごろ建築物の飲料水貯水槽の衛生確保につきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では従来より「新潟市受水そう以下装置の構造設備及び維持管理指導要綱」に基づき貯水槽の適正な管理をお願いしているところですが、このたび別添のとおり改正し、新たに「新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」として平成 15 年 4 月 1 日から施行することになりましたので通知します。

つきましては、下記事項に留意し、本要綱を貴団体の会員に周知いただくとともに、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

水道法の一部改正する法律 (平成 13 年法律第 100 号) により、簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として「貯水槽水道」が新たに定義され、水道事業者が貯水槽水道の衛生管理に関する指導、助言等を行うこととなった。

法改正に伴い、新潟市では、「新潟市受水そう以下装置の構造基準及び維持管理指導要綱」に基づき衛生行政と水道事業者の連携を図ることから、同要綱の必要な見直しを行ったものである。

2 改正の概要

(1) 設置等の届出について (第 5 条関係)

- ・貯水槽給水施設の設置、変更及び廃止の届出は、貯水槽水道にあつては水道事業管理者に、それ以外のものにあつては市長とした。

(2) 清掃実施報告（第6条関係）

・報告期限を実施月の翌月末までとし、添付書類を規定した。

(3) 構造設備基準について（別表第1関係）

・衛生管理上必要な事項のみを規定することとし、建築基準法令で規定している事項は削除した。

・給排水設備技術基準・同解説、簡易専用水道の法定検査における判定項目及び簡易専用水道検査マニュアルとの整合性を図った。

(4) 維持管理基準について（別表第2関係）

ア 施設の管理

・施設の点検をおおむね月1回とし、点検項目を規定した。

・簡易専用水道及び地下水等を水源とする貯水槽給水施設について、残留塩素の測定を週1回行うこととした。

イ 水槽の清掃

・清掃は、定期的ほか、新設、入替え等をした場合も行うこととした。これに伴い、清掃実施報告はそれぞれに行うこととした。

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者又はこれと同等の知識及び技能を有する者が清掃を行うこととした。

ウ 水質検査

・一般項目検査及び全項目検査については、新潟県環境保健部長通知を根拠とした。

エ 防錆剤の管理

・中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（昭和57年厚生省告示第194号）及び関係通知の規定に準ずることとした。

3 留意事項

(1) 設置届出について

貯水槽の設置届出は、建築確認申請時に建築指導課を経由して保健所長に届け出るとしていたが、貯水槽水道については、給水申請時に水道局に届けることとしたこと。

(2) 保健所長への届出及び報告について

次に掲げるものについては、要綱上は市長への届出であるが、事務委任により保健所長への届出となること。

・貯水槽水道以外（水源が地下水、工業用水の場合）の設置、変更及び廃止の届出

・貯水槽水道以外（水源が地下水、工業用水の場合）の清掃実施報告

・防錆剤の使用、変更及び廃止の届出

(3) 給水開始時の水質検査及び報告

旧要綱で規定していた「給水開始時の水質検査及び報告」は廃止される。

これに代わるものとして、水槽の新設、入替え等を行った場合も清掃し、水槽清掃実施状況報告書に水質検査成績書の写しを添付することとした。

4 要綱及び通知の廃止

- (1) 新潟市貯水そう清掃実施要領（昭和52年1月6日制定）は廃止する。
- (2) 特定建築物における給水用防錆剤の使用基準等について（昭和59年10月11日付新環第1165号
2保健環境部長通知）は廃止する。

○送付書類

- ・新潟市貯水層給水施設の衛生管理指導要綱
- ・新旧対照表
- ・指導体系図

○関係団体一覧

- 社団法人 新潟県貯水槽管理協会
- 社団法人 全国建築物飲料水管理協会新潟県支部
- 社団法人 新潟県ビルメンテナンス協会
- 新潟県ビル管理協同組合
- 新潟県水道工事業組合連合会
- 新潟県民間環境検査機関協議会
- 新潟市建築設計協同組合
- 新潟県建築設計協同組合
- 社団法人 新潟県建築士会
- 社団法人 新潟県建築士事務所協会
- 社団法人 新潟県設備設計事務所協会
- 社団法人 新潟県建設業協会

新潟市保健所 環境衛生課 施設指導係

TEL：025-228-1000（内線3631）

新潟市水道局 給水装置課 給水検査係

TEL：025-266-9311（内線322）

2 新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部改正について

新保環 第 4 1 5 号 平成 16 年 5 月 27 日 (新潟市保健所長通知)

新水給 第 9 4 号 平成 16 年 5 月 27 日 (新潟市水道ガス事業管理者通知)

新保環 第 4 1 5 号

新水給 第 9 4 号

平成 16 年 5 月 27 日

社団法人 新潟県貯水槽管理協会 様

新潟市保健所長

(担当 環境衛生課)

新潟市水道事業管理者

(担当 給水装置課)

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部改正について(通知)

日頃より新潟市貯水槽の衛生行政にご協力をいただき深謝いたしております。

さて、水質基準に関する省令「平成 15 年厚生労働省令 101 号」が平成 16 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱「平成 15 年 3 月 24 日新潟市告示第 81 号」の別表第 2 (第 4 条関係) を改正しましたので通知します。

つきましては、下記事項に留意し、貴団体の会員への周知をお願いします。

記

1 改正の概要

(1) 貯水槽清掃後に実施する水質検査項目について

水質基準に関する省令で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度及び濁度の計 11 項目とする。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号) 第 2 条で規定する特定建築物にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号) 及び関連通知で定める項目とする。

(2) 地下水等を水源とする貯水槽給水施設について

使用開始前に水質基準に関する省令で定める全項目の検査を行うこと。

防錆剤の管理について

- (3) 防錆剤を使用する場合は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準「平成15年厚生労働省告示第119号）及び関連通知の規定に準じて行うこと。

2 改正施行日

平成16年6月1日

3 経過措置

有機物（全有機炭素（TOC）の量）に係る検査については、平成17年3月31日までの間は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）とするが、検査機関で対応が可能な場合は、有機物（全有機炭素（TOC）の量）に係る検査として差し支えないこと。

4 給水管に鉛管を使用している貯水槽給水施設の衛生対策について

厚生労働省では水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、平成15年4月1日より鉛に係る基準値を強化し、また、平成16年4月1日より滞留法による採水方法を規定したところである。

貯水槽給水施設においても、給水管に鉛管を使用している場合は給水への鉛の溶出が懸念されるため、設置者は水質検査により鉛による汚染状況を把握するとともに、他の管種への敷設替えに努められたいこと。

問合せ先

新潟市保健所環境衛生課

施設指導係 山田・真田

TEL 025-228-1000（内線 3631）

025-226-3582（直通）

FAX 025-228-9696

E-mail : k.yamada12@city.niigata.lg.jp

新潟市水道局給水装置課

給水検査係 渡辺（勇）

TEL 025-232-7344

FAX 025-233-4503

E-mail : qsui@ecatv.ne.jp

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水槽を設けて飲料水を供給する施設について、衛生管理上必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水槽 飲料水を供給する受水槽、高置水槽等をいう。
- (2) 貯水槽供給施設 次に掲げるものであって、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
 - ア 水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）
 - イ 地下水等を水源とする水槽を設けて飲料水を供給する施設（水道法第3条第6項に規定する専用水道を除く。）をいう。
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(構造設備基準)

第3条 貯水槽給水施設の構造設備は、別表第1の構造設備基準によるものとする。

(維持管理基準)

第4条 貯水槽給水施設の維持管理は、別表第2の維持管理基準によるものとする。

(設置等の届出)

- 第5条 貯水槽給水施設を設置しようとする者は、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に別記様式第1号により届け出るものとする。
- 2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があった場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に別記様式第2号により届け出るものとする。
 - 3 水道事業管理者は、前2項において簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。）に関する届出を受理した場合は、これを市長に通知するものとする。

(清掃実施報告)

第6条 水槽の清掃を実施した者は、別記様式第3号に次に掲げる事項を記載した書類及び清掃後の水質検査成績書の写しを添付し、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に清掃を

実施した月の翌月末日までに報告するものとする。

- (1) 貯水槽清掃作業監督者の氏名及び清掃作業従事者数
- (2) 水槽の設置場所、材質、容量及び有効容量
- (3) 水槽内外の点検結果
- (4) 消毒に使用した薬品名と希釈濃度
- (5) 補修状況「塗装又は被覆を行った場合は、その材料名」
- (6) 設置者への提言等の所見

(防錆剤使用等の提出)

第7条 設置者は、防錆剤を使用したときは、別記様式第4号により市長に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更のあった場合又は防錆剤の使用を停止した場合は、別記様式第5号により市長に届け出るものとする。

(汚染事故発生時等の措置)

第8条 設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 直ちに給水を停止し、利用者にもその旨を周知すること。
 - (2) 直ちに市長へ連絡し、指示を受けること。
 - (3) 直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を調査し、施設の復旧を図ること。
 - (4) 必要に応じて代替水を確保すること。
 - (5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。
- 2 設置者は、定期及び臨時の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準に適合しない場合は、市長へ連絡し指示を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
(新潟市貯水そう清掃実施要領の廃止)
- 2 新潟市貯水そう清掃実施要領「昭和52年1月6日制定」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法及び関連通知の規定によるほか、次に掲げる事項に留意すること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水及びたまり水の影響を受けず、かつ、人が通常出入りしない場所に設置すること。屋外に設置する場合は、必要に応じさく等で囲み、関係者以外が立ち入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については60センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽又はポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく及び階段を設ける等保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。
- (5) 水槽を地下ピット内に設置する場合は、保守点検を容易に行うことができる措置を講じ、排水たまりに水位警報装置を設けること。
- (6) 水槽上部には、水を汚染するおそれのある設備を原則として設けないこと。やむを得ず設ける場合は、水槽上部に受け皿を設ける等して、飲料水を汚染することがないように、衛生上必要な措置を講じること。

2 水槽の構造

(1) 容量

ア 受水槽の有効容量は、計画1日使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。

イ 高置水槽の有効容量は、計画1日使用水量の10分の1を標準とすること。

(2) マンホール

ア マンホールの立上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。

イ 蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。

ウ 蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。

(3) 水槽内

ア 流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設ける等水槽内で水が滞留しない措置を講じること。

イ 水槽内は、吐水口空間を確保すること。

(4) オーバーフロー管

ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。

イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

ウ 管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

ア 管端部は下向きとするか、通気笠を設けること。

イ 通気笠の場合は、笠が容易にはずれない措置を講じること。

ウ 積雪で開口部がふさがれない構造とすること。

エ 開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

(6) 排水措置

ア 水槽の底部に適度な勾配をとり、吸い込みピット等を設け、完全に水抜きができる構造とすること。

イ 水抜き管の管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(7) その他

ア 水槽の上部面は適度の勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。

イ 水槽が直接日光を受ける場合は、光の透過を防ぐ措置を講じること。

3 給水管

(1) 水を汚染するおそれのある箇所を貫通していないこと。

(2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じること。

4 その他

(1) ポンプ室の床は、排水が速やかにできる構造とすること。

(2) 受水槽へ流入する給水管に給水栓を設けること。

(3) 地下水等を水源とする貯水槽給水施設においては、塩素注入装置を設けること。

(4) 塩素注入装置は室内に設け、関係者以外が立ち入ることができない措置を講じること。

別表第2（第4条関係）

水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- (1) 貯水槽の周囲は、常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- (2) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ及び損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管からの出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動及び異常の有無
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう、適正な管理をすること。
- (4) 簡易専用水道及び地下水等を水源とする貯水槽給水施設にあっては、残留塩素の測定を7日以内に1回行うこと。
- (5) 塩素注入装置を設けている場合は、消毒剤を適正に保管すること。

2 水槽の清掃

- (1) 水槽の清掃を1年以内に1回行うこと。水槽の新設、入替え、修理等をした場合も行うこと。
- (2) 清掃は、建築物における衛生的環境の維持管理について（昭和58年3月18日付環企第28号厚生省環境衛生局長通知）に規定する建設物環境衛生維持管理要領を参考に行うこと。
- (3) 清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者又はこれと同等の知識及び技能を有する者が行うこと。
- (4) 清掃後は、速やかに末端給水栓から採水し、水質検査を行うこと。
- (5) 採水は、水質検査機関又はこれと同等の知識を有するものが行うこと。

3 水質検査項目

- (1) 前項第4号に規定する水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度並びに濁度の計11項目とする。
ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）及び関連通知で定める項目とする。
- (2) 地下水等を水源とする貯水槽給水施設においては、使用開始前に水質基準に関する省令で定める全項目の検査を行うこと。

4 防錆剤の管理

防錆剤を使用する場合は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）及び関連通知の規定に準じて行うこと。

5 管理態勢

- (1) 設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。
- (2) 維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はその業務に従事する者を監督すること。
- (3) 設置者は、貯水槽給水施設の設備の配置及び系統並びに受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした図面を整理保存しておくこと。
- (4) 設置者は、水槽の清掃記録その他の維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。